

(仮称) 千葉県債権管理条例 (案) の概要

千葉県総務部総務課

1 制定理由

本県では、債権管理の適正化に全庁的に取り組んでおり、徴収が見込めない債権については、平成28年度に債権放棄に係る全庁的な方針を定め、これまでに計39議案、約2億6千万円の債権を、議会の議決を経て放棄してきたところです。

他の都道府県では、議会の議決を経ずに債権を放棄することが可能となる条例を制定し、債権放棄を行っている団体があり、本県でも、そうした条例の制定について、他団体の運用状況等を参考にしつつ、債権放棄の実例を積み重ねながら、慎重に検討してきました。

これまでの検討の結果、徴収の見込みがなくなった債権については、条例で定める一定の条件のもとで債権放棄を行い、徴収可能な債権の回収に一層注力することで、債権管理の適正化が図られると考えられることから、「(仮称) 千葉県債権管理条例」を制定しようとするものです。

2 規定内容

- 条例の目的は、「債権管理の適正化」とします。
- 条例の対象となる債権は、「税債権以外の金銭債権」とします。
- 知事等の責務として「債権を適正に管理し、徴収努力を尽くすこと」を明確にします。
- 知事等は、法令の定めるところにより、「督促、滞納処分、強制執行等の措置」をとらなければならないこととします。
- 知事等は、法令の定めるところにより、「滞納処分の停止、徴収停止等の措置」を適切に行うこととします。
- 条例により行う債権放棄の事由は、次の5つとします。
 - ①消滅時効が完成したとき（債務者が時効の利益を放棄することが見込まれる特別の事情があるときを除く。）。
 - ②債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - ③債務者である法人について破産手続廃止の決定が確定したとき。
 - ④破産法その他の法令の規定により債務者が債権について免責されたとき。
 - ⑤地方自治法施行令に規定する徴収停止をした日から3年を経過した後においてなお徴収停止をした理由があるとき。
- 知事等が債権放棄を行った場合は、議会に報告することとします。

3 施行期日

公布の日（予定）